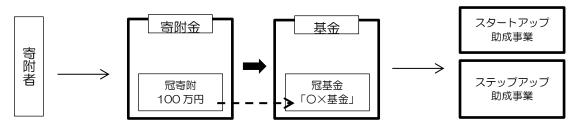
第26回基金運営委員会 資料2

## 議事(1) 冠基金の運用について

## 1 冠寄附(冠基金)とは



一定金額(100万円)以上の寄附を行った場合に、寄附者が当該寄附に基づく助成事業に希望する名称を用いることができるもの。

## 2 改正案

区分	第3回運営委員会(当初設定)	第19回運営委員会(改正)	今回の改正案
設定期間	基金を設立した年度を含む2ヶ年度まで	1ヶ年度	100万円につき1ヶ年度を 基準として委員会に諮る
			※100万円単位で切り分けられない端数は、50万円以上を繰上げとする
			(例:150 万円の場合は2ヶ年度、250 万円の場合は3ヶ年度)

## 3 改正理由

これまでの運用を踏まえて「100万円につき1ヶ年度」での設定を基準とし、100万円を超える高額寄附をした場合に、寄附額に応じたメリットを受けられる仕組みとしたいため。